

熊本地震記録映像集制作業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

熊本地震記録映像集制作業務委託

2 業務目的

熊本地震の記録を後世に継承するとともに、若年層を含む幅広い世代が、災害を「自分ごと」として捉え、市民の防災意識向上及び災害時の行動や日常の備えに関する具体的な行動につなげるため、熊本地震記録映像集(以下、映像集という。)を制作し、当時の経験や教訓を映像として発信するもの。

3 履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

4 履行場所

本市の指定する場所

5 業務内容

(1)映像集の企画・制作

ア 「2 業務目的」(以下「目的」という。)達成のため、単なる記録映像にとどまらない訴求力の高い映像集として、内容及び構成を提案・制作すること。なお、構成については委託者と協議のうえ最終決定する。

イ 以下のとおり2つ以上の映像を制作すること。

(ア)短尺版

- ・時間:60秒から90秒程度
- ・主な用途:SNSでの配信
- ・本業務における中心的なコンテンツとして制作すること

(イ)長尺版

- ・時間:10~20分程度
- ・学校教育、研修、式典等での放映及び後世に残す記録として活用することを想定して制作すること

(ウ)その他

このほか目的達成のために効果的な動画があれば、(ア)(イ)に限らず提案すること

※(ア)(イ)(ウ)の全てにおいて、日本語字幕、英語字幕を付与することとし、その他の字幕(例:中国語等)については、予算の範囲内で委託者と協議のうえ対応を決定することとする。

ウ 映像の構成にあたっては、以下の点を踏まえること。

- (ア)時系列に基づく記録の羅列ではなく、視聴者が災害を自分ごととして捉えることができるストーリー構成とすること。
- (イ)各映像の構成の中で、視聴者への問いかけ(例:「今、大地震が発生したら、あなたはどのように行動しますか」等)を設定すること
- (ウ)当時の状況については、避難所の混乱やライフラインの制約、滞る物資流通等の課題についても取り上げ、適切に表現すること。
- (エ)震災後の改善状況や課題を併せて示すこと。
- (オ)当時の関係者への取材を実施し映像に組み込むこと。なお、当該取材の人選及び日程調整については、委託者において対応することを基本とするが、目的達成のため効果的な人選等がある場合には受託者から提案を行うこと。詳細については受託者と協議のうえ決定するものとする。

エ 映像制作に必要な素材は受託者において収集すること。

ただし、委託者が保有する素材及び市民等から提供された素材についても、提供予定であるため、委託者と協議のうえで活用すること。なお、提案時においては当該素材の詳細は開示しないため、受託者が保有する素材又は汎用的に取得可能な素材の活用も含め、構成案を提案すること。

オ 本業務において制作された映像及び素材に関する著作権その他一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、委託者は当該映像集を防災啓発等の目的で無償かつ制限なく使用できるものとする。

(2)広報・発信に関する提案

ア 市公式 SNS を中心とした発信を前提に、以下について効果的な発信方法を提案すること。なお公式 SNS への投稿自体は委託者で対応する。

- (ア)投稿内容(タイトル・説明文・ハッシュタグ)等
- (イ)配信タイミング
- (ウ)視聴数向上のための工夫

(3)その他

目的達成のために効果的な取組について、経費の有無を問わず提案すること。

6 成果物(修正版)

(1)映像データ

本業務で制作した映像集について、下記のとおり納品すること。

納品期限:令和9年3月1日まで

納品方法:正本として DVD-ROM、または外部記録媒体等で提出すること。

※そのほか配布用に DVD-ROM で10枚納品すること

(2)配信用データ

短尺映像については、SNS 等での配信を想定し、縦型動画(9:16)及びサムネイル画像も納品すること。

(3)納品形式

ア 映像データ:MP4 形式

イ 報告書:Word または PowerPoint

7 著作権及び秘密保持に係る留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に伴い新たに撮影又は作成した素材(写真や図・表等)及び成果物に関する全ての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された成果物の著作権は、当該成果物の引渡時に、受託者が当該著作権の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者が均等に共有するものとする。
- (2) 委託者、受託者双方は、成果物についての著作者人格権が自己に帰属するとみなされた場合であっても、相手方、相手方の継承人又は、これらのものから許諾又は譲渡を受けた第三者に対し、一切の著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び本業務の履行に伴い、受託者または第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰する場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (5) 受託者は、委託者が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 事業実施にあたり何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。
- (3) 受託者は、仕様書に記載した業務が円滑かつ確実に推進できる体制を構築するとともに、速やかに委託者と協議を行い、業務実施にかかる計画書(実施内容及びスケジュール)を提出すること。
- (4) 映像作成に必要な素材の制作(写真などの画像素材の収集も含む。)及び入稿作業等の配信に必要な経費は全て本業務の委託料に含むものとする。

- (5) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うとともに、委託金額の範囲内において実施内容の変更等を指示した場合は、それに従うこと。
- (7) 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。